

国土交通省住宅局参事官 殿
国土交通省住宅局住宅企画官 殿

総務省統計局統計調査部
国勢統計課長

令和5年住宅・土地統計調査単位区設定への協力について（依頼）

総務省統計局では令和5年10月に実施予定の「令和5年住宅・土地統計調査」の準備事務として、令和5年2月1日を設定期日として「単位区設定事務」を実施する予定です。

この事務は都道府県知事が任命する指導員（非常勤の地方公務員・全国で約2万人）が令和4年12月から令和5年2月頃までの期間に全国の調査地域を実地に巡回し、その地域における調査対象住戸数などを把握するものです。

つきましては、この事務を正確かつ円滑に実施するため、各地方公共団体の住宅関連部局及び民間共同住宅の管理に関係する団体に対し、別添により、単位区設定の実施について周知していただくとともに、都道府県及び市区町村から当該団体の地方組織等に対し住戸数の確認等の依頼がありましたら、協力が得られますよう、よろしくお取り計らい願います。

（参考）

○住宅・土地統計調査について

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和23年以来5年ごとに行っており、今回の令和5年の調査はその16回目に当たります。

この調査は、全国340万住戸・世帯を対象とした大規模な標本調査です。

連絡先：
総務省統計局統計調査部
国勢統計課住宅・土地調査第一係
真島、廣川
TEL 03-5273-1154

令和5年住宅・土地統計調査 準備事務実施のお知らせ

現在、この地域において令和5年10月に総務省統計局が実施する「令和5年住宅・土地統計調査」の準備事務（単位区設定）を行っております。



建物内の住戸数などの確認について ご協力をお願いします。

この準備事務では、調査を円滑に行うため、アパート・マンションなどの建物内の住戸数や、寮・旅館・事務所などの居住世帯の有無を確認しております。

皆様のご協力をお願いします。

- この準備事務は、法令に基づき行っているものです。
（住宅・土地統計調査規則第十二条第一項）
- この準備事務を行っている職員（指導員）は、都道府県知事が任命した地方公務員です。（指導員には、「指導員証」が交付されています。）

<参考法令>住宅・土地統計調査規則（抄）

（単位区の設定）

第十二条第一項 市町村長は、実施年の二月一日現在により、直前に行われた国勢調査のため設定された調査区のうち総務大臣が指定する調査区において総務大臣の定める方法により単位区を設定するものとする。



住宅・土地統計調査とは

住宅・土地統計調査は、行政機関が実施する特に重要な公的統計調査（基幹統計調査）と位置付けられています。この調査は、昭和23年から5年ごとに行われており、令和5年10月に実施する調査は、その16回目になります。

住宅・土地統計調査の結果は このように利用されています

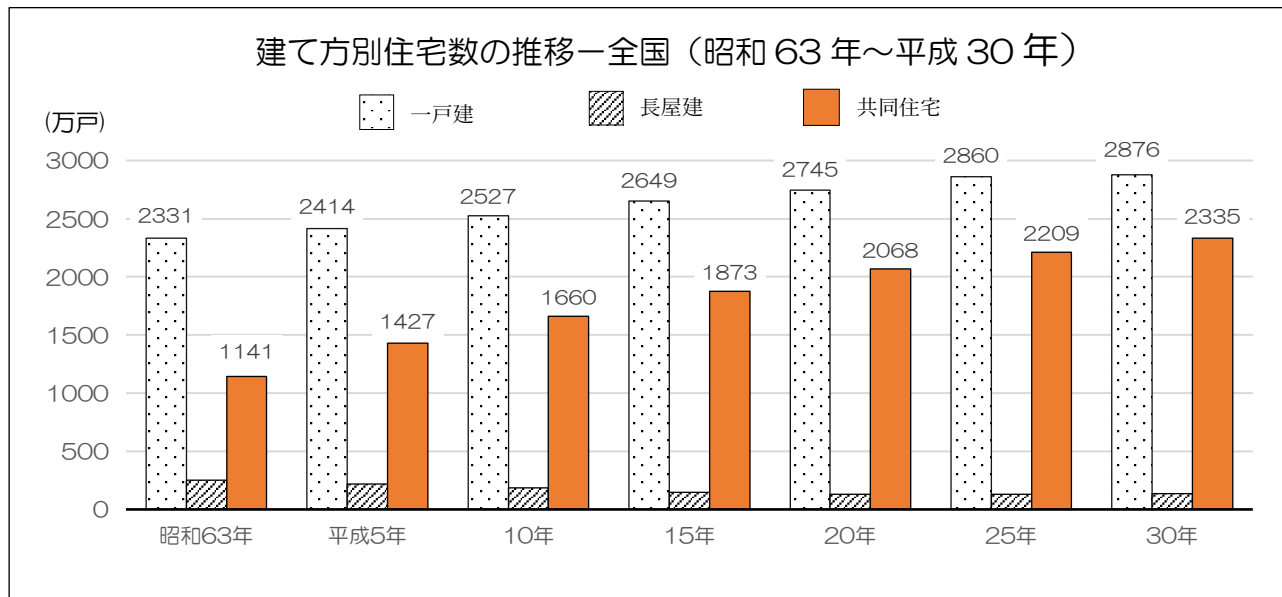


- 国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定（高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率、省エネルギー基準達成率など）
- 耐震や防災を中心とした都市計画の策定
- 空き家対策条例の制定

住宅・土地統計調査の結果から

共同住宅数は2335万戸で住宅全体に占める割合は過去最高

平成30年の結果は、平成25年と比べると、一戸建が16万戸（0.6%）増加となっているのに対し、共同住宅は126万戸（5.7%）増加と、より大きな伸びを示しており、住宅数及び割合共に過去最高となりました。



出典：住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査

検索

(<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>)



皆様のご理解・ご協力をお願いします



総務省統計局・都道府県・市区町村

(印刷用の紙にリサイクルできます)